

【トキ交流会館】施設利用に際しての予防対策ガイドライン

令和2年5月22日制定
佐渡市農業政策課

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大の予防を図りつつ、施設の運営を行うため対策を講じることを目的として策定する。

なお、本ガイドラインは新型コロナウイルスの予防に係る専門家等の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえ、適宜必要な見直しを行っていく。

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

対策の検討にあたっては、以下の点に留意する。

- ・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策の検討を行う

- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、自動販売機など）には特に注意する

- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する

3 具体的な感染防止対策

(1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

①留意すべき基本原則

- ・従業員と利用者および利用者同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）

- ・感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応）

- ・ロビー、休憩室等、多くの利用者が同時に利用する場所での感染防止

- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置

- ・マスクの着用（従業員および宿泊客・入館者に対する周知）

- ・施設及び客室の換気

- ・施設内の定期的な消毒

- ・宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請

- ・従業員の毎日の体温測定・健康チェック

②各エリア・場面の共通事項

- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする

- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄および消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策をとる

(2)

①入館時（ロビー等）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある場合は申し出るよう呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得たうえで、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う
- ・なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する
- ・入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・入館の際に手指の消毒を依頼する

②チェックイン

- ・間隔をあけた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離を保てない場合は、客室でのチェックイン手続き等の対応をとる
- ・フロントカウンターは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する
- ・フロントカウンター、筆記具等の頻繁な清拭消毒を行う
- ・従業員による説明ではなく、文書の配布を行う
- ・受け皿を利用しての利用料支払とする
- ・ルームキーの消毒を徹底する
- ・団体での宿泊について、チェックインは代表者がまとめて行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず分散して待機を行うよう要請する

③客室

- ・ドアノブを清拭消毒する
- ・客室清掃時に消毒剤（洗浄剤、漂白剤等）を使って表面を清拭する
 - * テレビ・空調等のリモコン、金庫、照明スイッチ、座卓、押入、電話機、トイレ、水栓、シャワーヘッド、ドライヤー、スリッパ等
- ・一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請する
- ・同居者以外との相部屋は原則行わない。やむを得ず相部屋とする場合は、相手の同意を得ることに留意する。また、団体旅行等の場合、ツアー出発前に事前に参加者へ確認を行うことを要請する

④シャワールーム

- ・ドアノブ、鍵、浴室内の消毒を行う
- ・換気を強化する

⑤休憩室・調理室

- ・利用人数を限定し対面で会話しないようにする
- ・常時換気に努める
- ・共用する物品（いす、テーブル、食器等）は定期的に消毒する
- ・使用後の備品の清拭消毒の協力を要請する

⑥ホール・会議室

- ・利用人数・利用時間の制限、席の間隔に留意する
- ・利用者のマスク着用を要請する
- ・発熱、かぜ症状のある方の利用遠慮を要請する
- ・椅子、テーブル、機材等を消毒する
- ・常時換気に努める
- ・会議、イベント等の開催の際は参加名簿等の作成により参加者氏名、連絡先を把握する
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない

⑦チェックアウト

- ・スタッフの手指消毒、返却後のルームキーの消毒を行う

⑧清掃等の作業

- ・マスク・使い捨て手袋を着用し、使用済みリネンは回収後に人が触れないよう密閉して保管する
- ・使用済みスリッパの消毒を行う
- ・清掃時には換気を行う
- ・館内の不特定多数が触れる箇所（フロントカウンター、ドアノブ、自動販売機のボタン等）の清掃、消毒を行う

⑨共同トイレ

- ・不特定多数が触れる箇所（ドアノブ、蛇口等）の消毒を行う
- ・便器のふたを閉めて水を流すよう表示する
- ・換気に注意する

⑩事務室

- ・マスクを着用する
- ・対面での対話を減らす
- ・共有物品の消毒を行う

⑪宿泊客の感染疑いの際の対応

- ・万一発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないようお願いする（同行者も同様）
- ・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋を決めておく
- ・他の宿泊客との接触を避け、その宿泊客と接するスタッフも限定する
- ・保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況

や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う。

- ・当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ・館内の他の宿泊客への情報提供は保健所の指示に従う